

指定出資法人の役員への府職員の派遣に関する調査票

| | | | | | | |
|---|--|-----|-------|----|--------|----|
| 法人名 | (公財)西成労働福祉センター | | | | | |
| 法人所管課 | 商工労働部雇用推進室労働環境課 | | | | | |
| 設立年月日 | 昭和37年9月21日 | | | | | |
| 役員数 | 常勤 | 1名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 名 |
| | | | その他 | | | 名 |
| | 非常勤 | 10名 | うち府派遣 | 1名 | うち府退職者 | 1名 |
| 職員数(常勤) | 20名 | | うち府派遣 | 名 | うち府退職者 | 名 |
| 主な事業概要 | あいりん地域の労働者に対する ○無料の職業紹介事業 ○労災相談などの労働福祉事業 ○技能講習事業(国から受託) | | | | | |
| 対象役員 | 業務執行理事(常勤) | | | | | |
| 【法人の課題等】 ●法人は、高度成長期にあいりん地域で行われていた無秩序な青空労働市場を解消し、無料職業紹介などの事業実施により、地域における労働者の労働福祉向上と治安の安定のための機能を果たす必要がある。 ●あいりん地域の労働者が行政の直接的関与を受け入れないという歴史的経緯から、地域において行政が直接実施することが困難である労働対策について、公益財団法人が現地特性を踏まえた行政とは異なる弾力的・専門的な業務を遂行する必要がある。 ●あいりん地域においては、様々な社会的・経済的要因が複合し、労働対策に留まらず、治安、福祉対策等が複雑に混在しており、現地において警察、労働局、大阪府、大阪市など関係機関等と連携し取り組むことが必要不可欠である。 ○日雇労働市場の縮小、労働者の高齢化、就労困難な若者・女性の流入、外国人労働者の流入など、あいりん地域の労働者を取り巻く環境の変化に対応し、多彩なチャレンジができる街の就労支援の拠点を目指し、「中期運営方針」(R3~R7)に掲げた目標を達成していく必要があり、令和7年度に次期「中期運営方針」(R8~R12)を策定する必要がある。 ○地域が抱える多様な課題に対し、就労支援、教育・子育て支援、環境改善、治安対策などの施策を優遇的に行う「西成特区構想」に基づく取組みが進められており、特区構想における様々な取組みなどを踏まえた法人運営が求められる。 ○「あいりん地域まちづくり会議」及び「労働施設検討会議」で行われている西成労働福祉センターの本移転施設での求められる役割の検討や議論を踏まえながら、今後の実施する事業のあり方を検討する必要がある。 | | | | | | |
| 【上記課題に対する対応方針等】 ○上記課題に記載の冒頭3項目●については、地域の安定のために不可欠な取り組み姿勢であり、これまでどおり対応していく。 ○あいりん地域の労働市場の変容等の外部要因の変化及び職業紹介手法等におけるコンプライアンス確保を踏まえ、法人の事業のあり方を検討・改善し、関係機関と調整を図り、進捗管理を行っていく。 ○令和7年度までの「中期運営方針」に掲げた目標達成に努めつつ、次期「中期運営方針」(R8~R12)の策定に向けて、利用労働者の分析を進め、また、外国人支援を充実するため、登録支援機関の承認(R5.11月)を受け、試行実施を経て7年度の事業化を進めていく。 ○「西成特区構想」や本移転施設の機能の議論等の動きや環境変化に応じて「中期運営方針」に掲げる指標だけではなく、地域の就労支援ニーズにあった事業のあり方について検討を行っていく。 | | | | | | |
| 【対象役員の職務】 ○業務執行理事は実質的運営を担当する事務局長を兼務。あいりん地域における大阪府の労働施策との整合を確保し、地域の状況変化に適宜・的確に対応できる事業の恒常的な見直し・改善をリードして職員に浸透させる。 また、法人の事業が地域労働者の拠り所であるため、地域における各種団体等の要望や意見への法人を代表する対応窓口としての役割を担う。 ○法人はあいりん地域における労働対策の要であることから、大阪府、大阪市、労働団体等により構成される大阪ホームレス就業支援センター運営協議会の会長職を務め、地域対策のリーダー的役割を果たす。 ○あいりん地域における主要な職業紹介機関としての視点から、法人の今後の事業展開を踏まえつつ、委員として参画する「労働施設検討会議」において、新労働施設の本移転後のあり方に積極的に提言し関与するとともに、地域の労働関係の諸課題の調整役として、関係機関との協議にあたる必要がある。 ○業務執行理事は、これらの業務を担う、当法人で唯一の府からの派遣職員である。 | | | | | | |

【法人の課題等を踏まえ、今後、対象役員に府職員を派遣する必要性等】

- 同法人は、府が担うべきあいりん地域における労働者対策の実施機関としての機能を果たす行政機関に等しい団体である。
- あいりん地域における労働対策は、治安確保や福祉との連携が重要であり、大阪府が国、府警本部、大阪市と緊密に連携して取り組むことが不可欠であることから、法人が地域対策の現地における拠点となり、大阪府と関係機関の施策との整合性を確保できる行政施策（国、府、市等）を熟知したマネジメントを発揮することが求められている。
- 地域対策の一端を担う法人においては、法人運営のみにとらわれず、高度な行政経験により培われた高所的判断が不可欠である。
- 以上のことから、府職員の派遣が必要である。